相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍神奈川県藤沢市高倉二一七八番地一〇、最後の住所神奈川県藤沢市高倉二一七八番地の一〇　被相続人　亡　高橋　功一
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十一月三十日までに請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和八年八月二十五日
横浜市中区太田町二―二三横浜メディア・ビジネスセンター六階
相続財産清算人　弁護士　鈴木　洋平

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍新潟県新潟市西区新通三四八一番地一、最後の住所新潟市中央区古町通六番町九七〇番地三ヴィルフランシュ古町九〇二号
被相続人　亡　森　明夫
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和八年八月二十五日
事務所新潟市中央区学校町通一番町一二番地市役所前ビル三階　新潟みなと法律事務所
相続財産清算人　弁護士　髙橋　有紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍山梨県甲州市塩山中萩原一四九五番地、最後の住所山梨県甲州市塩山下塩後七一五番地三　被相続人　亡　津嘉山紀代子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和八年八月二十五日
山梨県甲府市中央一丁目一番一八号柳町法律事務所
相続財産清算人　弁護士　奥野　雅嗣

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍愛知県一宮市奥町字芝原八番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　高橋　芳明
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和八年八月二十五日
愛知県一宮市向山町二丁目二二番地二鈴木泉法律事務所
相続財産清算人　弁護士　原　秀一

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍名古屋市熱田区桜田町七〇三番地、最後の住所名古屋市南区呼続五丁目三番四四号
被相続人　亡　浅井　清子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和八年八月二十五日
愛知県名古屋市中区錦二丁目一九番一号名古屋鴻池ビル九階　弁護士法人すばる
相続財産清算人　弁護士　服部　侑樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍愛知県名古屋市守山区小幡中三丁目二七二一番地、最後の住所愛知県名古屋市守山区小幡中三丁目二七番二〇号
被相続人　亡　塚本　爾
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和八年八月二十五日
愛知県名古屋市中区丸の内三丁目二二番二一号損保ジャパン名古屋ビル八階　冨島・小川・森法律事務所
相続財産清算人　原　佑太

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍兵庫県姫路市広畑区本町二丁目五三番地、最後の住所兵庫県姫路市広畑区本町二丁目五三番地　被相続人　亡　三木　隆行
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和八年八月二十五日
兵庫県姫路市北条宮の町三九二番地　弁護士法人菊井法律事務所
相続財産清算人　弁護士　菊井　公策

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍鳥取県倉吉市円谷町一三一番一地、最後の住所鳥取県倉吉市円谷町一三一番一地
被相続人　亡　吉田　幸子
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和八年八月二十五日
鳥取県東伯郡北栄町妻波一二七四番地
相続財産清算人　司法書士　吉村　尊文

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍岡山県岡山市中区海吉二〇一四番地三、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　入江　歩
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和八年八月二十五日
岡山市北区蕃山町三番七号両備蕃山町ビル八階　岡山ひかり法律事務所
相続財産清算人　弁護士　石倉　尚

相続債権者受遺者への請求申出の催告
本籍岡山県浅口市金光町占見九一二番地、最後の住所岡山県浅口市金光町占見九二六番地四　被相続人　亡　大橋　武夫
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
令和八年八月二十五日
岡山県倉敷市浜町一丁目一一番二二号　保津法律事務所
相続財産清算人　弁護士　保津　大輔

第３期決算公告　令和８年８月25日
東京都千代田区大手町二丁目６番４号
東京海上スマートＧＸ株式会社
代表取締役　玉木　淳
貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	486,276
	固定資産	219,619
	資産合計	**705,896**
負純債資及産び の部	流動負債	38,275
	株主資本	667,621
	資本金	100,000
	資本剰余金	728,159
	資本準備金	490,000
	その他資本剰余金	238,159
	利益剰余金	△160,537
	その他利益剰余金	△160,537
	（うち当期純損失）	（160,537）
	負債・純資産合計	**705,896**

決算公告　令和８年８月25日
東京都港区赤坂二丁目21番５―205号
東京食糧株式会社
代表取締役　伊藤　正文
貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	255,464
	固定資産	1,406,419
	合計	**1,661,883**
負純債資及産び の部	流動負債	145,097
	固定負債	6,250
	株主資本	1,510,536
	資本金	20,500
	資本剰余金	10,000
	資本準備金	10,000
	利益剰余金	1,480,036
	利益準備金	17,335
	その他利益剰余金	1,462,701
	（うち当期純利益）	（42,488）
	合計	**1,661,883**

第51期決算公告　令和８年７月23日
千葉県市川市市川南二丁目７番８号
京葉ガス本社南館
京葉産業株式会社
代表取締役　川俣　治久
貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	861,236
	固定資産	217,123
	資産合計	**1,078,359**
負純債資及産び の部	流動負債	132,879
	固定負債	20,101
	株主資本	925,378
	資本金	30,000
	利益剰余金	895,378
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	887,878
	（うち当期純利益）	（84,807）
	負債・純資産合計	**1,078,359**